

総合特別区域の進捗に係る評価  
[グリーン・イノベーション分野]

令和3年度

次世代エネルギー・モビリティ創造特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.5+4.5)/2=4.5$

4.5

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	再生可能エネルギー(太陽光、小水力等)の地産地消率の向上	174%	5
2	モビリティの活用によるCO2の削減(運輸部門)	104%	5
3	市域経済の成長	90%	4
4	市民満足度の向上	94%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 2 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 4.5$

4.5

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(4.3+4+4.5)/3=4.3$

4.3

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

専門家による評価の平均値

4.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.5

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

5.0

・住まいづくり、企業活動、運輸部門、市民意識と広範にわたる取組みを展開し、ほとんどの評価指標に関して概ね目標を達成していることから、著しく優れていると評価できる。

・住宅・工場・モビリティ・経済・市民と広範にわたる目標に対してそれぞれ適切な取り組みが行われており、高く評価できる。サステナブルプラントの取り組みはカーボンニュートラルに向けたサプライチェーンの脱炭素化のモデルとしても高く評価できる。世界的なカーボンニュートラルへの展開の中で、近い将来のゼロエミッション自動車の標準化は必須であり、住宅とのエネルギー融通などの展開や、自動運転と合わせた最適な都市形態への変化を考える上でも重要な地域となっている。これらの世界的な大転換が、市民に実感できるように、エコフルタウンの取り組みなど市民へのアピールに更に努力をお願いしたい。

・着実に個々の事業の進捗の成果を得ていることを評価します。

・スマートハウス構成機器の導入を支援するエコファミリー支援補助金や再エネ発電設備減税、電気自動車減税などの地域独自の財政・税制支援措置の実績を積み上げて、スマートハウス導入数など指標目標の順調な推移に繋がってきていることが評価される。太陽光・蓄電池の共同購入についても効果的なPRによる推進を期待したい。総合特区の利子補給制度、市独自の再エネ発電設備減税などの支援措置の積極的な周知、運用が、サステナブルプラントの数値目標の前倒しでの達成に繋がっているものと評価される。新型コロナウイルス感染症が企業の投資計画に及ぼす影響が懸念される中、企業誘致に向けてインフラ整備や制度・ワンストップサービスなどの支援拡充に取り組んでいる。スマートなエネルギー・モビリティを支えるためのDX化に秀でた企業・人材・技術の集積は重要なので、今後、誘致の実績へ着実に結びつけていくためにも、EMを核に地域全体の脱炭素、生産性、付加価値へ繋げるさらなる誘致戦略に期待したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

5.0

## 総合評価

I、II及びⅢを1:1:2の比率で計算  $(4.5+4.3+5 \times 2) \div 4=4.7$

4.7

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。